

7月号

No.13

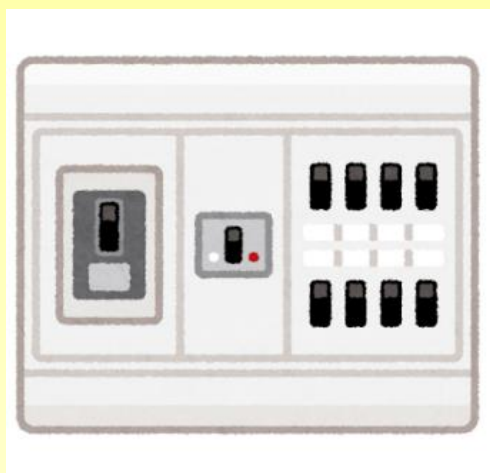
くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター
太田市浜町2-35(市役所2階)
☎ 0276-30-2220
発行日 令和8年7月1日

「くらしのアシスト」の7月号です。みなさんの暮らしに役立つ情報や
気を付けていただきたい消費者トラブルの事例などをお知らせします。
暑い夏も冷静に判断して、トラブルに備えましょう！

事例① 電話や訪問で分電盤やブレーカー点検を…?! 点検商法にご注意!!



「**すぐに交換しなければ 漏電して火事になる**」などと不安をあおり、その場で設備交換のための高額な契約を持ちかける事例が増えています。

「**市から委託された**」と **嘘の説明** をする場合もあります。



★相談員からのアドバイス★

- ・電話や訪問で点検を持ちかける業者には**安易に点検をさせない**
- ・点検をさせたとしても**その場では契約せず、十分に比較・検討する**
- ・4年に1回の無料法定点検について日頃から確認する
- ・契約しても **クーリング・オフ等**ができる場合もある
- ・不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談する

「**おかしいな**」と思ったら

太田市消費生活センター(☎0276-30-2220)
へご相談ください。

事例② 詐欺の予兆かも！？

行政機関をかたる「かたり調査」に注意！

- ①固定電話に、市役所職員を名乗り
「アンケート調査をしている」という
電話がきた。話を聞くと、個人情報
を求められた。
- ②〇〇省から、世論調査の協力を求め
るURL付きのメールが届いた。
- ③統計調査員を装い、独居の高齢者
の調査を行うという訪問があった。



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からのアドバイス★

- ・行政機関が 電話やメールで調査を依頼することはありません！
- ・不審に思ったら絶対に 個人情報を伝えてはいけません！
- ・行政機関から派遣される調査員は、必ず「調査員証」を身に
着けています！

【消費者ホットライン】 ☎188(イヤヤ!)

※お住いの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220(市役所2階)

(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110(警察相談専用☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら・・・

一人で悩まずに、お早めにご相談ください。